

松戸市防犯カメラ管理運用要領

(目的)

第1条 この要領は、市が設置または管理する防犯カメラの設置及び管理運用等の適正化を図るために必要な事項を定めることにより、市民が安全で安心できる快適な生活環境を実現するとともに、個人のプライバシーその他市民の権利を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 主に犯罪を予防するため設置するテレビカメラで、公共の場所を撮影する装置をいう。

(2) 画像 防犯カメラにより記録された映像であって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項第1号に定める個人情報を含むものをいう。

(管理責任者の設置等)

第3条 市は、防犯カメラにより撮影された画像の適正な取得及び管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

(1) 管理責任者は、当該防犯カメラの管理を担当する所属の長をもって充てる。

(2) 管理責任者は、防犯カメラにより撮影された画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(3) 管理責任者は、防犯カメラの画像表示装置又は録画装置を設置する場合は、その操作を行う者を指定するとともに、指定された者以外の操作を禁止するものとする。

(設置条件)

第4条 防犯カメラの設置にあたっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 防犯カメラが公共の場所を撮影するようにすること。

(2) 防犯カメラの撮影する映像に個人宅の庭、出入口及び建物内部等が識別可能な状態で写らないようにすること。

(3) 設置場所における防犯カメラの必要性について設置場所を管轄する警察署長による意見書を徴すこと。

(4) 防犯カメラ設置標識（第1号様式）を防犯カメラ設置場所周辺の見やすい場所に掲げること。

(設置の承諾)

第5条 防犯カメラの設置にあたっては、次に掲げる者から防犯カメラ設置承諾書(第2号様式)により承諾を得なければならない。

- (1) 松戸市町会・自治会連合会の会長及び副会長
- (2) 松戸市防犯協会連合会の会長及び副会長
- (3) 設置場所の地区長、防犯協会長、町会長及び商店会会長等の商工団体の長
- (4) その他市長の指定する者

(撮影及び画像の保存)

第6条 防犯カメラによる撮影は常に行うものとする。

2 市は撮影された画像は1週間保存し、これを経過したものは消去するものとする。

3 市は画像の解析及び識別を行う機能を用いてはならない。

4 市は、画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のまま保存するものとする。

5 市は、防犯カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複製してはならない。

6 市の職員は、管理責任者の許可なく、記録媒体を画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出してはならない。

7 市は、記録媒体の廃棄に当たっては、漏えい防止のため、破砕、裁断等の処分を行うものとする。

8 その他、画像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん及び逸失等を防止するために必要な措置を講ずること。

(閲覧及び利用の禁止)

第7条 市は本事業の実施に必要な場合の他、画像を閲覧し利用してはならない。

2 本事業に係る市の職員及び本事業について市の委託を受けた者以外の者は、画像を閲覧し利用してはならない。

(画像の提供)

第8条 画像は個人情報保護法第69条の規定に基づき外部に提供するものとする。また、すべての場合において書面による申請によるものとし、他の法令等に定めがある場合の他、画像提供申請書(第3号様式)により申請させるものとする。

2 市は前項に基づき画像の閲覧又は提供を申請された場合、次の各号に掲げる事項を精査した上で必要な範囲の画像を提供するものとする。

- (1) 必要とする画像を撮影した防犯カメラの設置場所

- (2) 必要とする画像の撮影時間帯
- (3) 画像を必要とする理由（刑事捜査の場合は事件の種類を含む。）
- (4) 申請者の住所及び氏名または組織名及び代表者名
- (5) 行政機関にあつては公印及び文書番号
- (6) その他必要な事項
(苦情の申出)

第9条 市は防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

(守秘義務)

第10条 防犯カメラの運用により知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

第11条 本事業に係る情報については松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例30号）に基づき公開する。なお、法令に基づき画像を提供した事実を公開しないことを求められた場合は、その理由を画像の提供を求める書面に付して提出させなければならない。

2 市は次の各号に掲げる情報をホームページに掲載する方法により公開しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置場所の名称
- (2) 防犯カメラ設置場所の住所
- (3) 防犯カメラの設置台数

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

1号様式 (29
mm)

7mm×105

防犯カメラ 作動中

◆ Security Camera in Operation

◆ □ □ □ □ □ □ □ □

◆ 방범카메라작동중

◆ Camera de Segurança Operação

問合せ先：松戸市役所市民安全課
City Hall Safety Section

□ □ □ : □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

문의처：마츠도시민안전과
Ala de Segurança da Prefeitura

☎ 047-366-1111

第 2 号様式 (A 列 4 番)

防犯カメラ設置承諾書

年 月 日

住所

氏名

電話

松戸市防犯カメラ管理運用要領第 5 条の規定に基づき、下記の防犯カメラについて
設置を承諾します。

記

- 1 設置場所
- 2 設置台数

第3号様式（A列4番）

画像提供申請書

年 月 日

（あて先）松戸市長

住所

氏名

画像の提供を受けたいので、松戸市防犯カメラ管理運用要領第8条の規定に基づき、画像の提供を申請します。

記

- 1 必要とする画像を撮影した防犯カメラの設置場所
- 2 必要とする画像の撮影時間帯
- 3 画像を必要とする理由